

第 2 章 材 料

第2章 材料

第1節 材料一般

2.1.1 材料の規格

- (1) 使用材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、日本産業規格（以下「JIS」という。）、日本農林規格（以下「JAS」という。）、日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）、日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）及びその他の関連規格に適合したものとする。
- (2) (1)に規定する規格において改正（変更・新設・廃止等）が行われた場合は最新の規格を適用する。
- (3) (1)に規定する規格に該当する材料（以下「規格品」という。）であっても、細部の仕様が特定できないものや、規格品に該当しない材料を使用する場合は、材料の詳細を明確にした図面等により、監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 工事に使用する資材については、可能な限り県内に本店を有している資材供給業者から購入するものとする。

2.1.2 材料の承諾

- (1) 受注者は、使用材料の数量及び規格等を施工計画書に記載し、承諾を受けなければならない。
- (2) 材料に変更又は追加があったときは監督員に報告し、承諾を受けなければならない。

2.1.3 材料の検査

- (1) 受注者は、承諾された材料について監督員の検査を受け、合格したものを使用しなければならない。また、変更や追加があったときも同様とする。
- (2) 監督員の検査（確認を含む。）に合格したものであっても、施工時において変質又は不良品と思われる材料は、使用してはならない。

2.1.4 材料の加工

受注者は、加工して使用する材料は、加工後に監督員の検査を受けなければならない。

2.1.5 材料の保管

受注者は、使用材料が変質、不良化しないように適切な場所で保管しなければならない。

2.1.6 材料の搬入

受注者は、使用材料を工事工程に基づき施工に支障を生じないよう事前に現場に搬入しなければならない。

第2節 貸出品及び発生品

2.2.1 貸出品の使用

- (1) 受注者は、貸出品を借用する際は、その都度借用書を当部に提出しなければならない。
- (2) 貸出品は、当部の指定した日時、場所で受領しなければならない。
- (3) 貸出品の使用に先立ち、貸出品を点検し、破損等支障を発見したときは速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

2.2.2 貸出品の保管

- (1) 受注者は、貸出品を施錠のできる屋内施設等、適切な場所に保管し盗難、事故等が発生しないようにしなければならない。
- (2) 貸出品は整理簿により、その管理及び使用の状況を明らかにしておかなければならない。

2.2.3 貸出品の返納

受注者は、貸出品の返却に当たっては、数量、品目等について監督員の確認を受けた後、速やかに指定の場所に返納しなければならない。返却時は、貸出品の洗浄を行い部品の破損等の補修及び交換をして返却しなければならない。

2.2.4 発生品の処理

- (1) 受注者は、工事の施工により生じた管弁類等の現場発生品（切管、撤去品等）の処理については、監督員の指示又は設計図書によるものとする。
- (2) 設計図書に明示がない場合は、関係法令を遵守し、適正に処理しなければならない。